

安全未来特定認定再生医療等委員会

議事録要旨

第 58 回 3 部

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 1-19-11 グランデール溝の口 502 号

一般社団法人 再生医療安全未来委員会

理事長 白井 由美子

安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

第58回 第3部

2019年9月7日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・判定を行ったのでその議事録要旨を作成する。

【議題】

一般財団法人桜林会 免疫療法研究所 北新地さくらクリニック 様
「慢性疼痛に対する自己骨髄由来幹細胞による治療」再審査

第1 審議対象及び審議出席者

1 日時場所

日 時：2019年9月3日（火曜日）第3部 19：35～19：45
開催場所：東京都渋谷区渋谷 2-17-3 渋谷東宝ビル

2 出席者

出席者：佐藤委員、高橋委員、内田委員、角田委員、井上委員、村上委員、坂口委員
申請者：貫戸 幸星
申請施設からの参加者：医師 貴宝院 永稔
秘書 栗原 由美子
コージンバイオ（株）細胞加工部 副部長 李 成泰
陪席者：（事務局）坂口 雄治、木下 祐子

3 技術専門員 大岩 彩乃先生（初回審査時に評価書を発行済）

4 配付資料

資料受領日時 2019年7月21日

- ・再生医療提供計画
「審査項目：慢性疼痛に対する自己骨髄由来幹細胞による治療」
- ・再生医療等提供基準チェックリスト

（事前配布資料）

- ・再生医療等提供計画書（様式第1）
- ・再生医療等の内容を出来る限り平易な限り表現を用いて記載したもの

- ・ 提供施設内承認通知書類
- ・ 提供する再生医療等の詳細を記した書類
- ・ 略歴及び実績
- ・ 説明文書・同意文書
- ・ 特定細胞加工物概要書
- ・ 特定細胞加工物標準書
- ・ 品質リスクマネジメントに関する書類
- ・ 個人情報取扱実施管理規定
- ・ 国内外の実施状況
- ・ 研究を記載した書類
- ・ 費用に関する書類
- ・ 特定細胞施設基準書
- ・ 特定細胞施設手順書
- ・ 細胞培養加工施設の構造設備チェックリスト
- ・ 特定細胞加工物製造届書

(会議資料)

- ・ 再生医療等提供基準チェックリスト
- ・ 再生医療等提供計画書（様式第1）
- ・ 技術専門員による評価書

第2 審議進行の確認

1 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年九月二十六日厚生労働省令第百十号）改正後第六十三条の規定する開催要件は次のとおり。

成立要件：

- 1 5名以上の委員が出席していること。
- 2 男性及び女性の委員がそれぞれ2名以上出席していること。
- 3 次に掲げる者がそれぞれ1名以上出席していること。
 - イ. 再生医療等について、十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
 - ロ. 細胞培養加工に関する識見を有する者
 - ハ. 医療又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家、または生命倫理に関する識見を有する者
 - ニ. 一般の立場の者
- 4 出席者の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有する者を含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。
- 5 認定再生医療等委員会の設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれ

ていること。

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条件を満たしていることを各委員に宣言した。

- 2 井上委員から再生医療等提供基準チェックリストを項目別に読み上げるよう事務局に依頼し、個別の質問には各施設代表者様が答える形式で進めるように説明があった。
- 3 井上委員が進行をすることとした。
- 4 技術専門員からの評価書を委員全員で確認した。

第3 厚労省の再生医療提供基準チェックリストにもとづく審議及びそれ以外の質疑応答

- 1 【指摘】角田委員より、凍結細胞の使用期限を3年に変更してくださいとの指摘があった。
【答】貴宝院医師より、はい、修正しますとの回答があった。
- 2 【指摘】佐藤委員より、「再生医療提供計画（様式第1）」P.7～8“培養した幹細胞の点滴を受け前であればいつでも同意を撤回することができます。”という記載を削除してくださいとの指摘があった。
【答】貴宝院医師より、はい、削除しますとの回答があった。
- 3 【指摘】高橋委員より、非常勤でかけもちの医師が多いので、医師の所属先、役職、勤務状況などの詳細を追記してくださいとの指摘があった。
【答】貴宝院医師より、はい、追記しますとの回答があった。
- 4 【指摘】佐藤委員より、患者都合で保管した場合は、1年間50,000円を請求するということを同意書に追記してくださいとの指摘があった。
【答】貴宝院医師より、はい、追記しますとの回答があった。
- 5 【問】井上委員より、大岩先生の評価書で論文の指摘がありました。根拠の論文が骨髄由来のものではないという指摘でしたが、こちらについてはいかがですかとの質問があった。
【答】貴宝院医師より、根拠ある論文に訂正しましたとの回答があった。
- 6 【問】高橋委員より、骨髄はだれが採取するのですかとの質問があった。
【答】貴宝院医師より、渡辺医師と自分がやりますとの回答があった。
【意見】高橋委員より、二人とも非常勤なので問題があると思います。だれが骨髄を採取するか計画をきちんと出してほしいとの意見があった。
【答】貴宝院医師より、はい、わかりましたとの回答があった。
【問】内田委員より、患者は日本人ですかインバウンドですかとの質問があった。
【答】貴宝院医師より、日本人を対象と考えていますとの回答があった。

【意見】内田委員より、それならば日程を立てやすいので、明記してほしいですとの意見があった。

【意見】高橋委員より、骨髄の場合は、スタッフが慣れていないとトラブルになりますので、できれば、常勤医師を配置してほしいとの意見があった。

【答】貴宝院医師より、はい、そうですねとの回答があった。

これら具体的な質疑の他、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査もすべて行った。その後、申請者を退席させて合議を行った。

委員会としては、以下の補正・追記を指示した。

- 「再生医療提供計画（様式第1）」P.7～8 “培養した幹細胞の点滴を受ける前であればいつでも同意を撤回することができます。” という記載を削除する。
- 医師の所属先、役職、勤務状況などの詳細を追記する。
- 関係する文書すべての凍結細胞の使用期限を3年に変更する。
- 患者都合で保管した場合は、1年間50,000円を請求するということを同意書に追記する。
- 骨髄採取について詳細を追記する。

以上の審議の間、委員の構成に変更はなかった。

第4 判定

上記の指示に従ったことを前提として判定を下した。

1.各委員の意見

- (1)承認 7名
- (2)否認 0名

2. 委員会の判定

当委員会は、再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

以上に鑑み、今回審査した計画について「承認」と判定する。

以上